

審査基準及び標準処理期間

所属名	福祉部高齢者支援課介護予防・認定担当
内線番号	4570

No.	項目	内容
①	処分名	介護員養成研修事業者及び研修の指定
②	法令名	介護保険法施行令
③	法令番号	平10年政令第412号
④	根拠条項	第3条第1項第2号
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第三条 法第八条第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この条において「養成研修修了者」という。)とする。</p> <p>一 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事</p> <p>二 都道府県知事が指定する者(以下この条において「介護員養成研修事業者」という。)の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの(以下この条において「介護員養成研修」という。) 当該介護員養成研修事業者</p> <p>2 前項第二号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。</p> <p>一 厚生労働省令で定める基準に適合する介護員養成研修を適正に実施する能力があると認められること。</p> <p>二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。</p> <p>イ 養成研修修了者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。</p> <p>ロ 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。</p> <p>ハ 介護員養成研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。</p> <p>3 都道府県知事は、介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなると認められるときは、第一項第二号の指定を取り消すことができる。</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号) ・介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号) ・「介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修関係)」の一部改正について(平成25年2月14日老振発0214第2号厚生労働省老健局振興課長通知) ・京都府介護員養成研修に関する要綱(平成25年4月1日)
⑧	経由機関名	—
⑨	協議機関名	—
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請の到達日から60日(申請書の補正に要する期間を除く)
	経由期間	—
	協議機関	—
	当該処分機関	申請の到達日から60日(申請書の補正に要する期間を除く)
⑫	問合せ	高齢者支援課介護予防・認定担当(075-414-4570)
⑬	備考	